

# 玉野市立玉野備南高等学校いじめ防止基本方針

～ ありがとう、心をつなぐ備南生 ～

本校は学ぶ意欲のある多様な生徒を受け入れ、社会性・自立心を身に付けたよき社会人を育成することを目標としています。そのため、生徒が学ぶことに喜びを感じ、自信と自立心とを身に付けられ、すべての生徒の人権が尊重される必要があります。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。安心して生き生きと学校生活を送れるように生徒、教職員、保護者は連携して不断に努力をしていきます。

本校では「いじめ防止対策推進法」「国の基本方針」に基づき、本校の実態や地域の実情を踏まえて、いじめ防止のための取組についての基本的な方向性、取組の内容を「玉野備南高等学校いじめ防止基本方針」として作成しました。この基本方針に基づき、多様な生徒の実態を把握したうえで、いじめ防止のため、校内連携とともに保護者・関係機関との連携を推進します。

## 1 いじめの未然防止のための取組の推進について

本校では教育活動を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成していきます。

### 1. 生徒の主体的な活動を推進します

いじめを許さない風土を生徒の中から醸成していくため、生徒会活動等の生徒の自治活動を活性化させたり、クラス活動の中で、協調性や仲間意識を高めて生徒が互いに支え合えられるよう取り組みます。

### 2. 情報モラル教育に取り組みます

インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応のために、人権LHRで啓発したり、授業において発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせたりして情報モラル教育に取り組みます。

### 3. 教職員の資質向上を目指します

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進します。

### 4. 家庭との連携を促進します

保護者の方々が子どもの悩みや相談ができやすいように、いじめ防止に関する情報を提供したり保護者面談を行ったり家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

## 2 いじめの早期発見の取組の充実について

本校では、すべての教職員が「いじめはどこにでも、どの子にも起こりうるもの」という危機意識をもって生徒を見守り、あらゆる手立てを講じて、いじめの早期発見に努めます。

### 1. 教育相談体制の充実を図ります

教職員は、適切なカウンセリングマインドを持ち、生徒が何でも相談できる人間関係づくりに努めます。

また、定期的な個人面談の実施を充実させたり、いじめに関するアンケート調査を定期的に行うなど、生徒の実態を把握するための取組を積極的に行います。

### 2. 校内の情報共有体制を整備します

校内での生徒の小さな変化も見逃さない生徒指導上の情報共有体制の充実に努め、担任だけの判断にとどまらない情報共有と情報を整理しながら組織的・積極的な指導支援を行っていく校内の生徒指導体制の充実を図ります。

### 3. 地域や家庭への情報提供等を依頼します

保護者や地域に対して、いじめに関する情報（疑いも含む）を察知した時点ですぐに学校へ連絡し、情報を提供していただけるよう機会を捉えて啓発活動を行います。

## 3 発生したいじめへの対応について

発生した事案について、いじめと認知したら、被害を受けた生徒への支援を最優先としながら、関係する保護者と連携し、加害生徒への厳しい指導を行うとともに、いじめに向かわせた要因へ働きかける指導支援に取り組み、再発防止に努めます。

なお、いじめを認知した場合、教育委員会へ報告するとともに、重大な事案については警察に相談・通報する等の毅然とした対応を行います。

## 重大事態と思われるいじめの例

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・被害児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

### 1. いじめを認知した時点で

いじめを認知した場合は、迅速に生徒指導委員会を開き対応します。必要に応じていじめ対策委員会を招集し、保護者と連携しながら、組織的対応を行っていきます。

### 2. 事実の明確化に努めます

いじめの実態については、多くの生徒が関係していたり、過去にさかのぼって調査したりしなければならない場合もあり、事実を明確にしていくことが難しいこともありますが、関係者からの聞き取りやアンケート調査等、できる限りの手立てを用い、明確にしていき、保護者に伝えていきます。

重大事態等の事案では、市のいじめ問題対策連絡協議会等の介入調査が求められる場合もあるので、教育委員会との連携を密にしながら事実調査をしていきます。

### 3. 被害生徒への支援を最優先に取り組みます

被害生徒の心のケアを最優先に取り組み、スクールカウンセラー等の専門家の支援も依頼しながら、安心して登校できる状況を構築します。また、発生した事実と長期的な再発防止に向けた取組をできるだけ明確に被害生徒の保護者に伝え、協力を仰ぎます。

### 4. 毅然とした姿勢で加害生徒への指導支援を行います

いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした対応で指導し、重大事態を招くような事案の場合は警察との連携により厳しい指導を行うとともに、加害生徒をいじめに向かわせた要因を把握し、その根本的な要因解決に向けた取組を行います。

また、保護者に対しては、事実を明確に伝え、家庭での規範意識向上への働きかけや指導を依頼します。

### 5. 多様な外部人材の活用等を活用し問題解決に努めます

解決困難な重大事態等が発生した場合は、問題解決を図るため、教育委員会、弁護士・警察等の多様な外部支援人材を積極的に活用できる体制を整えます。